

沖縄命の森やんばる訴訟

2007年7月25日、県監査委員会に請求した北部地域森林計画に対する公金支出差止め請求が却下されました。これを不服として、同年8月15日、日本敗戦の日にな覇地裁に住民訴訟を提起しました。やんばるの森が東洋のガラパゴスと讃えられ、多種多様な生物の命を育むだけでなく、沖縄県民全体の命を支える神聖な森であることから、この訴訟は「沖縄命の森やんばる訴訟」と命名されました。その「命」には沖縄県民とやんばるに固有な生きものの生命が含まれています。この訴訟は、沖縄のすべての命を破壊からまもる訴訟として提起されました。

住民監査請求には600名ちかい多くの沖縄県民が監査請求人に名を連ねましたが、沖縄命の森やんばる訴訟では8名の原告を厳選し、やんばるの森と沖縄県民の代弁者として訴訟追行することになりました。この裁判において、県の時代錯誤的な自然破壊のムダな公共事業を断罪していくことになります。振興開発計画が残り5年間継続します。その間、やんばるにおいても開発の嵐が吹き荒れることでしょう。

が、時勢はやんばるの自然破壊を続ける被告に甘くはないでしょう。地球環境問題が深刻さを日々増す今、人間中心主義的な思考（かつての沖縄はそうではなかった）と目先のあぶく銭に目が眩んだ開発行政に見直しを迫り、すべての生きものと県民の命が大切にされる時代への転換を目指して、裁判は闘いぬくことになります。

引き続き沖縄命の森やんばる訴訟へのご支援をお願い申し上げます。どうか法廷をみなさんの姿でうめつくしてください。沖縄を思う心を法廷に運んでください。みなさんの存在は、裁判に影響を与えることでしょう。 (文) 弁護士 関根孝道

※やんばるの自然と破壊の状況については、HP：www.yanbaru.biz/をご覧ください。ここに訴訟の報告スペースをつくり、訴訟の経過をお伝えしていく予定です。